$C_{12}H_{21}N_3O_6$　　分子量　303.31

(2*S*)-2-Amino-4-{(1*S*)-1-[(carboxymethyl)carbamoyl]-2-methylpropyl}carbamoylbutanoic acid　[38837—70—6]

含　　量　本品を乾燥物換算したものは，グルタミルバリルグリシン（$C_{12}H_{21}N_3O_6$）95.0～102.0％を含む。

性　　状　本品は，白～淡赤色の粉末である。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の臭化カリウム錠剤法により測定するとき，3,321 cm^{-1}，3,282cm^{-1}，1,712cm^{-1}，1,654cm^{-1}，1,619cm^{-1}及び1,541cm^{-1}のそれぞれの付近に吸収帯を認める。

純度試験　⑴　鉛　Pbとして1.0μg／g以下

本品4.0gを量り，白金製，石英製若しくは磁製のるつぼ又は石英製のビーカーに入れる。硫酸（1→4）を加えて試料全体を潤した後，徐々に温度を上げ，試料が炭化し，硫酸の白煙が発生しなくなるまで加熱する。必要があれば硫酸（1→4）を更に加え，試料がほとんど炭化するまで加熱する。試料が炭化した後，必要があれば容器に緩くふたをして電気炉に入れ，徐々に温度を上げて450～600℃で強熱して灰化する。炭化物が残る場合は，必要があればガラス棒で炭化物を砕き，硫酸（1→4）1ml及び硝酸1mlで潤し，白煙が発生しなくなるまで加熱した後，電気炉で強熱して完全に灰化する。残留物に塩酸（1→4）10mlを入れ，水浴上で加熱して蒸発乾固する。残留物に少量の硝酸（1→100）を加え，加温して溶かし，冷後，更に硝酸（1→100）を加えて正確に10mlとし，検液とする。別に，鉛標準原液1mlを正確に量り，水を加えて正確に100mlとする。この液4mlを正確に量り，硝酸（1→100）を加えて正確に10mlとし，比較液とする。検液及び比較液につき，鉛試験法第1法により試験を行う。

⑵　ヒ素　As_2O_3として1.0μg／g以下

本品2.0gを量り，水20mlを加え，加温し，必要があれば超音波処理して溶かし，検液とする。装置Bを用いる。

乾燥減量　1.0％以下（105℃，1時間）

定 量 法　本品及び定量用グルタミルバリルグリシン約0.05gずつを精密に量り，それぞれを水に溶かし，正確に50mlとする。それぞれの液5mlずつを正確に量り，それぞれに水を加え，正確に20mlとし，検液及び標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ20μlずつ量り，次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。検液及び標準液のグルタミルバリルグリシンのピーク面積A_T及びA_Sを測定し，次式により含量を求める。

グルタミルバリルグリシン（$C_{12}H_{21}N_3O_6$）の含量（％）

$$=\frac{\text{乾燥物換算した定量用グルタミルバリルグリシンの採取量（g）}}{\text{乾燥物換算した試料の採取量（g）}}\times\frac{A_T}{A_S}\times 100$$

操作条件

検出器　紫外吸光光度計（測定波長　210nm）

カラム充てん剤　5μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル

カラム管　内径4.6mm，長さ25cmのステンレス管

カラム温度　30～40℃の一定温度

移動相A　リン酸一カリウム6.8gを水1,000mlに溶かし，リン酸でpH3.0に調整する。

移動相B　移動相A400mlにアセトニトリル600mlを加える。

濃度勾配　A：B（100：0）で25分間保持した後，A：B（100：0）から（0：100）までの直線濃度勾配を25分間行う。

流量　1.0ml／分

○国土交通省告示第七百八十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び西日本高速道路株式会社において，道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第二項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので，高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき，告示する。

平成二十六年八月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

中国横断自動車道尾道松江線

島根県雲南市加茂町大崎

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　雲南市（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　島根県雲南市木次町木次一〇一三番地一

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容

兼用工作物の維持，修繕，災害復旧その他の管理

五　協定の発効日　平成二十六年六月二十日

○国土交通省告示第七百八十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので，高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき，告示する。

その関係図面は，平成二十六年八月八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国横断自動車道尾道松江線	雲南市加茂町大崎四三三番一八から同市加茂町大崎一八まで	平成二十六年八月九日十時

○東北地方整備局告示第百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので，法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

東北地方整備局長　縄田　正

第1　起業者の名称　東北電力株式会社

第2　事業の種類　特別高圧送電線東棚倉線保全事業（福島県東白川郡棚倉町大字花園字広沢地内から同町大字棚倉字清戸作地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　なし

2　使用の部分　福島県東白川郡棚倉町大字花園字広沢及び大字棚倉字清戸作地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県白河市東釜子字中田地内の東釜子変電所から同県東白川郡棚倉町大字花園字鹿子山地内の棚倉変電所までのこう長8.96kmの区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線東棚倉線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。